

飯能市市民活動支援事業補助金交付要綱(平成20年告示第138号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働のまちづくりを推進するため、市民公益活動団体から提案された事業に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「市民公益活動団体」とは、市内で活動する非営利の団体で、不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする活動を行うものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市が設定したテーマに基づき、市民公益活動団体が提案した社会的又は地域的な課題の解決に資する事業とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市がテーマを設定した事業の実施に要する費用とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、事業開始初年度にあつては10万円、翌年度にあつては5万円を限度とする。

3 補助金の交付は、1事業につき1回を限度とする。ただし、事業を実施した年度の翌年度において、引き続き補助金の交付を受けることが必要であると認められるときは、1回に限り再度の申請をすることができる。

(事前相談の実施)

第5条 市長は、補助金の交付を受けようとする団体に対し、事前相談を実施するものとする。

2 団体は、前項に規定する事前相談において、事業提案書を提出しなければならない。

(申請書の様式等)

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付申請をしようとする団体に対して通知するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第8条 市長は、事業の円滑な遂行のために必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(計画変更等の承認手続)

第9条 補助金の交付の決定を受けた市民公益活動団体(以下「補助団体」という。)は、当該補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ飯能市市民活動支援事業計画変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(状況報告)

第10条 補助団体は、市長の要求があつたときは、補助事業の遂行の状況に関し、書面により市長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式第5号により行うものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助団体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保存期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(飯能市市民活動支援事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 飯能市市民活動支援事業実施要綱(平成20年告示第135号)

(2) 飯能市市民活動支援NPO法人設立支援事業補助金交付要綱(平成20年告示第136号)

(3) 飯能市市民活動支援NPO法人初期活動支援事業補助金交付要綱(平成20年告示第137号)

附 則(平成25年告示第86号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第104号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式により、この告示の施行の日以後に提出された申請書又は作成されている文書は、改正後の様式により提出され、又は作成された文書とみなす。

附 則(令和5年告示131号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度に補助金の交付を受けた事業に係る令和5年度の補助金については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

飯能市市民活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)飯能市長

申請者 住所
氏名
電話

年度飯能市市民活動支援事業補助金の交付を受けたいので、飯能市補助金等の
交付手続等に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) 規約・会則等
 - (4) 会員名簿等

様式第2号(第7条関係)

飯能市市民活動支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

飯能市長

印

年 月 日付けで申請のあった飯能市市民活動支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第3号(第9条関係)

飯能市市民活動支援事業計画変更(中止)承認申請書

年 月 日

(あて先)飯能市長

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
飯能市市民活動支援事業の計画を変更したいので、飯能市市民活動支援事業補助金交付要
綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金額交付決定額 金 円
- 2 変更後の補助金交付申請額 金 円
- 3 変更理由

4 変更事項

変 更 前	変 更 後

5 添付書類

- (1) 事業計画の変更内訳書
- (2) 収支予算の変更内訳書

様式第4号(第11条関係)

飯能市市民活動支援事業実績報告書

年 月 日

(あて先)飯能市長

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた飯能市市民活動支援事業が完了したので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第14条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定金額 金 円
2. 補助対象事業の成果 別紙成果表のとおり
3. 添付書類
 - (1) 中間過程の写真及び完成写真
 - (2) 収支報告書
 - (3) 領収書等の写し
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

別紙

成 果 表

事業の名称	
事業費総額	金 円
補助金交付決定額	金 円
期日(期間)	自 至 年 月 日
実施場所	
参加者数	
事業実施内容及びその成果	

様式第5号(第12条関係)

飯能市市民活動支援事業補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

飯能市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第15条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の確定額 金 円